

うるま市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第 3 3 号

うるま市手数料条例の一部を改正する条例

うるま市手数料条例（平成 1 7 年うるま市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(手数料を徴収する事務及び手数料の額)」に改め、同条第 1 項中「手数料の種類及び金額」を「手数料を徴収する事務及び手数料の額」に改め、同条第 2 項第 3 号中「もの」を「証明」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、納税に関する証明は、証明書 1 枚につき 1 件とする。

第 2 条第 2 項第 4 号ただし書中「住民票」を「住民票の写し」に改める。

別表中

「

手数料の種類	金額
--------	----

」を

「

手数料を徴収する事務	手数料の額
------------	-------

」に、

「

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 4 条第 2 項（同法第 7 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行許可申請
--

」を

「

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３４条第２項（同法第７３条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行許可申請に対する審査

」に、

「

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）

介護保険法第１１５条の１２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）

介護保険法第７８条の１２において準用する介護保険法第７０条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）

介護保険法第１１５条の２１において準用する介護保険法第７０条の２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）

介護保険法第７９条第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）

介護保険法第７９条の２第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）

介護保険法第115条の45の5第1項の規定による 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請
介護保険法第115条の45の6第1項の規定による 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申請

」を

「

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2 第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の 指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあ るものに限る。）に対する審査
介護保険法第115条の12第1項の規定による指定 地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当 該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限 る。）に対する審査
介護保険法第78条の12において準用する介護保険 法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サ ービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事 業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第115条の21において準用する介護保 険法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型 介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申 請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に 対する審査
介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護 支援事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本 市の区域にあるものに限る。）に対する審査

介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請に対する審査
介護保険法第115条の45の6第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申請に対する審査

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。